藤沢市公告第２５４号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するため、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、公告の日から２週間、下水道計画業務課において一般の縦覧に供する。

２０２６年（令和８年）１１月１２日

藤沢市長
鈴木　恒夫

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する年月日	２０２６年（令和８年）１２月１日
排水施設の位置	下水道計画業務課内で関係図面による
下水（汚水）を処理すべき区域	川名９９２番１、９９２番２ 善行二丁目２６番１００の一部、 ２６番１０６の一部、 ２６番１０７、２６番１０８、 ２６番１０９の一部、 ２６番１１０の一部、 ２６番１１１の一部 高倉６７４番１の一部、 ６７４番６の一部 遠藤２６３５番１２の一部 遠藤３５３８番１
終末処理場の名称及び位置	（１）南部処理区 辻堂浄化センター 藤沢市辻堂西海岸三丁目３番１号 （２）東部処理区 大清水浄化センター 藤沢市大鋸１５００番地 （３）相模川流域処理区 柳島水再生センター 茅ヶ崎市柳島１９００番地

排水施設の合流式又は分流式の別	（１）南部処理区：合流式（汚水） （２）東部処理区：分流式（汚水） （３）相模川流域処理区：分流式（汚水）

以　上